

南海地震条例関連施策整理票

関連するテーマ	避難生活や被災生活を送る
施策	応急仮設住宅の確保
時間軸	応急～復旧
内容	<p>住宅が全壊または流失し、居住する住家がなく自らの資力で住宅を得ることができない被災者に対して、応急的に仮設住宅を供給する。</p> <p>応急期では、必要戸数や規模の把握、復旧期では、資材、人材及び財源の確保及び応急仮設住宅の建設、復興期では、応急仮設住宅の維持管理などの対応が必要となる。応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであるため、早期に、被災者の恒久住宅への移転を推進する必要がある。(地域防災計画震災対策編 11-8)</p> <p>・応急仮設住宅の標準規模は、1戸当たり平均29.7平方メートル(9坪) 高年齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」が設置できる。</p> <p>・応急仮設住宅の建設予定地の選定では、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮したり、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮する必要がある。</p> <p>・応急仮設住宅として被災者に供与できる期間は、その建築工事が完了した日から2年以内</p>
実施主体、県の役割等	<p>実施主体は、市町村。</p> <p>災害救助法が適用されると、実施主体は県となるが、知事の職権の一部を委託された場合又は知事の実施を待つことができない場合は、市町村が行う</p>
法体系	<p>災害救助法</p> <p>・災害救助法による救助は、災害の規模が個人の基本的な生活権と全体的な社会秩序に影響を与える程度の大規模なものであるときに実施される。応急救助は、国の責任において行うこととされており、都道府県知事が国の機関として応急救助を実施し、市町村長がこれを補助する。なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。</p> <p>・災害救助法の適用は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等に行う。</p> <p>・災害救助法による救助は、災害に対して、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する応急的、一時的救助である</p>
取り組み状況	平成7年7月に県と(社)プレハブ建築協会との間で「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」を交わし、それぞれの役割分担等について取り決めを行っている
課題	<p>・被災後、応急仮設住宅を早期に着工できるよう、平時に、あらかじめ二次災害の危険のない建設適地を把握しておく必要がある。</p> <p>・災害発生時に、迅速かつ的確に対応できるよう、基本的な方針や想定される事務などを定めたマニュアルを策定する必要がある。</p>
その他	<p>・兵庫県南部地震の際には神戸市だけで32,000戸あまりの応急仮設住宅の供給が行われた。</p> <p>・住宅が全壊または流失し、居住する住家がなく自らの資力で住宅を得ることができない被災者に対する住宅の確保対策としては、応急仮設住宅の供与以外に、災害救助法に基づく被災住家の応急修理の制度がある。応急修理の範囲は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分で、費用は一世帯あたり50万円以内。</p>